

市民雪置き場支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、降雪期に市道の安全な通行を確保するため、市民協働による除雪に要する雪置き場の設置に関し、その賃借料の一部を補助する市民雪置き場支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「雪置き場」とは、降雪時において、道路上を車両等が通ることができるといふような状態にするために、道路等に積もっている雪を置く場所であつて、次に掲げる条件のいずれにも該当するもの又は市道の安全な通行を確保するため、市長が特に雪を置く場所として設置が必要と認めるものをいう。

- (1) 狭い市道沿いの住宅が連続している住宅密集地に設置されるものであること。
- (2) 付近に公有地等の代替用地がないこと。
- (3) 使用面積が100平方メートル以上300平方メートル以下のものであること。
- (4) 地権者に排雪場所としての利用の承諾が得られている土地であること。

(補助の対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、自治会又は市長が適当と認めた団体が除雪のために設置する雪置き場について、地権者との賃貸借契約により、使用し、及び管理する事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費は、雪置き場の賃借料とし、補助の額は、雪置き場に供される土地(当該土地が1筆の土地の一部であるときは、その部分)に対して課される当該年度の固定資産税額及び都市計画税額の合計額を12で除して得た額に降雪月数(当該月数が3月を超える場合は、3月)を乗じて得た額(当該金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、当該額が賃借料の額を超えるときは、当該賃借料の額(当該金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額)を補助の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助事業に着手する年度の11月末日までに、市民雪置き場支援事業補助金交付申請書(様式第1号。次条において「交付申請書」という。)

に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、特別な事情があると市長が認めた場合の申請期限は、市長が別に定めるところによる。

- (1) 雪置き場の所在及び場所を明示する地図の写し
- (2) 土地賃貸借契約書の写し
- (3) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
(決定の通知)

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、交付申請書及び前条の規定により提出された書類の審査並びに必要なに応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、補助金の交付の決定をし、市民雪置き場支援事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付決定は、予算の範囲内において行うものとする。
(補助事業の変更)

第 7 条 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が補助事業の内容の変更を必要とする場合は、市長に市民雪置き場支援事業補助金変更承認申請書（様式第 3 号）を提出し、承認を受けなければならない。
(関係書類の提出)

第 8 条 補助事業者は、補助事業の完了後、土地利用実施届（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。
(1) 除雪の実施及び雪置き場の使用状況が確認できる写真
(2) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定の通知)

第 9 条 市長は、前条の規定により提出された土地利用実施届等により、事業完了を確認した後、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に市民雪置き場支援事業補助金額確定通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。
(補助金等の請求)

第 10 条 補助事業者は、補助金の交付の請求をするときは、市民雪置き場支援事業補助金交付請求書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。
(補助金交付決定の取消し又は補助金の返還)

第 11 条 市長は、補助事業者に不正の事実があると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は補助金の返還を命ずることができる。

(土地の現状復旧等)

第12条 雪置き場として使用した後の土地の現状復旧は、自治会と地権者で対応することとし、置いた雪の搬出についても市はこれを行わない。

(関係図書の保存)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類について、対象事業が完了した日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。